

第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画骨子案に関する市民の皆様の御意見と本市の考え方

No.	意見内容	件数	本市の考え方
計画全体についての意見			
1	<ul style="list-style-type: none"> 基本理念や計画の方向性はよく理解できる。 排出事業者，処理業者，市民，行政の役割を明確にし，更なる意識改革を求める計画に賛同する。 	8	循環型社会の構築に向け，排出事業者，処理業者，市民の皆様と共に取り組んで参ります。
2	<ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物の「ごみ半減プラン」や新地球温暖化対策計画と連携し，総合的に計画を進めてほしい。 	5	京都市循環型社会推進基本計画等との連携を図り，総合的な環境行政の視点を持って，計画を推進して参ります。
3	<ul style="list-style-type: none"> 今後，更に再資源化を進めるには，対象となる業種や種別を明確にしたうえで，その性質等に応じた再資源化手法について研究を進めることなどが必要である。 	4	再資源化をより一層進めていくためには，業種や事業所の規模等を踏まえた分別排出等の指導を徹底するとともに，再資源化に向けた新たな技術研究の支援を行って参ります。
4	<ul style="list-style-type: none"> 計画の名称は，「産業廃棄物抑制計画」がふさわしいのではないか。 	1	産業廃棄物の発生抑制だけでなく，3Rの推進や適正処理の確保も計画の基本理念に掲げています。第1次計画及び第2次計画に引き続き，「産業廃棄物処理指導計画」の名称を使用したいと考えています。
5	<ul style="list-style-type: none"> 環境などに対する意識が低い排出事業者，処理業者，市民の底上げが重要である。 	1	分かりやすく，効果的な啓発や環境教育を実施して参ります。
6	<ul style="list-style-type: none"> 違反の取締りよりも，真面目な者に対するインセンティブを拡大する方が効果的である。 	1	優良な処理業者が排出事業者から選択される状況を作るため，処理業者に関する情報を排出事業者に「見える化」して参ります。
7	<ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物についても，適正処理の指導が必要である。 	1	特別管理産業廃棄物の適正処理を確保するよう，引き続き指導を徹底して参ります。
8	<ul style="list-style-type: none"> 施設の設置について地域の合意形成が得られるような制度の創設が望まれる。 	1	排出事業者，処理業者及び京都市がそれぞれの役割を積極的に果たし，地域から信頼される産業廃棄物処理体制を構築して参ります。

No.	意見内容	件数	本市の考え方
排出事業者の役割や排出事業者に対する施策に関する意見			
9	<p>「 排出事業者への指導を充実」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小規模事業所の産業廃棄物に対する認識を高めるため、まず、業種に応じた研修会を行政が行うことが必要である。 ・ 中小事業者には、産業廃棄物と一般廃棄物の違いや3R の具体例など、初歩的なことから地道に啓発していく必要がある。 ・ 産業廃棄物を適正にリサイクルルートに乗せるためには、排出事業者への分別指導が不可欠である。 ・ 優良な処理業者を見分けるポイントを指導してほしい。 	12	<p>指導の対象を排出規模の小さい事業者 に順次拡大していく中で、業種や事業所の 規模等も踏まえ、産業廃棄物と一般廃棄物 の区分や分別方法なども含めた、分かり やすい啓発を進めて参ります。</p> <p>また、委託した産業廃棄物の処理を実 地に確認することが適正処理を確保する うえで重要であることについても指導を 徹底します。</p>
10	<p>「 委託処理が適正にされていることを実地確認するよう啓発」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子マニフェストの普及拡大のための具体的な施策が望まれる。 	3	<p>電子マニフェストは、排出事業者や処理 業者にとって情報管理の合理化につな がるなどメリットがある一方で、なかなか 普及が進んでいないのが実情です。</p> <p>より使いやすい制度となるよう、国や 関係機関に働きかけて参ります。</p>
11	<p>「 リサイクル施設情報の提供」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設工事で発生する廃棄物ごとのリサイクル業者リストや、適正処理の方法等が簡単に検索できるようにしてほしい。 ・ ユーザーの利用条件やニーズに合ったものとする必要がある。 	4	<p>「リサイクル施設情報の提供」について は、排出事業者や処理業者の方々の御意 見を聴きながら、使いやすいものとなる よう検討して参ります。</p>

No.	意見内容	件数	本市の考え方
12	<p>「 3 Rや適正処理に積極的に取り組む排出事業者に対する認証制度の創設」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者にとってやりがいのある施策である。 ・ 公明な評価基準を設定する等、信頼され権威ある制度になるよう期待する。 ・ 認証した事業者の公表は、多くの市民が知ることができる方法で行ってほしい。 	6	<p>本制度が排出事業者の3 Rや適正処理に対するインセンティブになるよう、認証した事業者をより多くの市民に知っていただけるようにして参ります。</p> <p>制度の具体的な内容については、今後、学識経験者、排出事業者、処理業者等で構成する京都市産業廃棄物3 R推進協議会を設置し、意見を聴きながら検討して参ります。</p>
13	<p>「 建設リサイクル法の円滑な運用」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パトロールを強化してほしい。 ・ 建設工事現場での3 Rの推進には、簡易梱包での出荷など材料メーカーへの啓発も必要であり、また、分別解体及びストックができるスペースの確保が課題である。 	3	<p>引き続き、解体現場等への立入指導を定期的実施し、分別解体・分別排出、3 Rの推進及び適正処理の確保について指導を徹底して参ります。</p>
14	<p>「 PCB 廃棄物の適正保管・適正処理の指導」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB 廃棄物は平成 28 年度までに処理することとなっているため、それまでに処理できるよう、支援策も含めた施策が必要ではないか。 	1	<p>中小事業者が保管する PCB 廃棄物の処理費用を軽減する制度がありますので、周知徹底して参ります。</p>
15	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造販売事業者は、リサイクルが容易にできる商品の開発を促進すべきである。 	1	<p>生産や販売の段階で「すぐにごみになるものをつくらない」といった行動を定着させていく必要があると考えます。</p>
16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者を対象としたリサイクル施設等の見学会を企画してはどうか。 	1	<p>産業廃棄物の処理施設やリサイクル施設の見学会については、子どもや排出事業者など、参加者に応じた企画を進めて参ります。</p>

No.	意見内容	件数	本市の考え方
処理業者の役割や処理業者に対する施策に関する意見			
17	<p>「 優良な処理業者の育成に向けた情報公開の推進」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理業者の「見える化」を進める本施策に賛成である。 ・ 制度の具体化に当たっては排出事業者をはじめ、多方面の意見の集約をしてほしい。 ・ 環境モデル都市として、京都らしい優良評価制度を作してほしい。 ・ KES や ISO の取組実績等も考慮されるのか。 ・ 処理業者を一律に扱うのではなく優良な処理業者には優遇措置を、不適正処理等をする業者には罰則を適用する等厳しく対応すべきである。 ・ 優良処理業者として評価した後、適宜チェックをしていく必要があるのではないか。 	15	<p>「優良な処理業者の育成に向けた情報公開の推進」については、今後、学識経験者、排出事業者、処理業者等で構成する京都市産業廃棄物3R推進協議会において、京都らしい制度となるよう、情報公開の内容や方法等を検討して参ります。</p>
18	<p>「 積替保管施設・処理施設への定期的な立入指導の実施」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 賛成である。実効性を確保してほしい。 	1	<p>市域内の処理業者の積替保管施設・処理施設約80箇所に対し、立入指導を計画的に実施して参ります。</p>
19	<p>「 公共工事におけるリサイクル資材の利用促進」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応援する。 	1	<p>引き続き、関係部局と連携を図り、本市が発注する工事においてリサイクル資材の利用が促進されるよう努めて参ります。</p>
20	<p>「 違反行為に対する厳正・迅速な処分等」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄・不適正処理を撲滅しなければ、処理業者は信用されない。 ・ 市内周辺各地では、不法投棄・不適正処理が散見されるので、今後も府警と連携して取締りを進めてほしい。 	2	<p>優良な処理業者の育成を図る一方で、不適正処理等を行う処理業者に対しては、厳正かつ迅速に対応して参ります。</p> <p>今後とも、関係機関と連携しながら、不適正処理等の未然防止・拡大防止を図ります。</p>

No.	意見内容	件数	本市の考え方
21	<ul style="list-style-type: none"> ・行政が処理業者への施策に税金を使うよりも、業者による法令遵守等の自主努力が先ではないか。 ・処理業者加入団体と連携し、団体を通じて処理業者の育成を行ってはどうか。 ・経済的メリットがなくて、努力目標や企業倫理に頼るだけでは、適正処理への動機付けが働かないのではないか。 	5	<p>御意見のとおり、まず、処理業者が自主的に適正処理等を推進すべきであり、そのためには、加入団体と連携した啓発・指導も効果的であると考えています。</p> <p>適正処理を誘導するために、処理業者に関する情報の「見える化」を進め、優良な処理業者が排出事業者から選択されることにつなげていきたいと考えています。</p>
市民の役割や市民に対する施策に関する意見			
22	<p>「啓発や環境教育の効果的な実施」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントのPRは、多くの市民に行き渡るよう工夫してほしい。 ・施設見学に来るような意識が高い市民ではなく、産業廃棄物を意識していない市民に対する啓発こそが必要である。 ・一般市民にとって産業廃棄物そのものの定義が分かりにくい。 ・産業廃棄物と一般廃棄物の区別で考えるのではなく、ごみ問題全体の観点から分かりやすい啓発・情報提供を行うべきである。 ・建設工事の発注者への啓発も必要ではないか。 	13	<p>啓発や環境教育については、様々な機会をとらえて分かりやすい説明に努めるとともに、内容を産業廃棄物だけに限定せず、必要に応じて環境問題、ごみ問題といった広い観点からのアプローチも取り入れるなど、市民の理解を促進するための工夫を凝らして参ります。</p>
23	<p>「市民の安心・安全を確保するための情報公開と法的措置も含めた対応」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不適正処理の実態やその原因となる排出事業者の情報を明らかにすることが、不適正処理を許さない世論づくりにつながる。 	1	<p>不適正処理の撲滅には、行政の取組だけでなく、不適正処理を許さない市民意識の醸成が必要です。不適正処理とはどのようなものか、なぜ不適正処理が起こるのか等、市民への不適正処理に関する情報の提供に努めて参ります。</p>
24	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の役割は大きく、市民に対して施策をPRする必要性は高い。 	2	<p>私たちの快適な日常生活を支える食品や生活用品の製造などにおいて、多くの産業廃棄物が発生し処理されています。循環型社会を構築するためには、私たち市民が、その実態を正しく理解し、ライフスタイルを見直していくことが必要です。</p>

No.	意見内容	件数	本市の考え方
京都市の役割に関する意見			
25	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指導・コーディネートに加え、「社会全体に向けた効果的で正確な情報発信」が市の役割として重要である。 	3	<p>3 R と適正処理の推進には、産業廃棄物処理の実情に関する正確な情報を排出事業者、処理業者、市民そして行政が共有することが必要であり、本市においても、各種情報の積極的な提供に努めて参ります。</p>
実効性ある施策の推進に関する意見			
26	<p>「 取組指標の設定」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あくまでも埋立処分量を半減させることが目標であって、そのために発生抑制率と埋立処分率を設定するのではないのか。 ・ 再生利用率も指標に掲げるべきではないのか。 ・ 京都の経済活動が停滞しないよう取り組んでほしい。 	5	<p>第3次計画においては、自然環境への負荷となる埋立処分場の延命化に資するよう埋立処分量の半減を念頭に置き、再生利用率も含めた新たな取組指標を設定して参ります。</p>
27	<p>「 産業廃棄物処理施策推進協議会（仮称）の設置」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の進行状況をチェックする体制の確立が必要である。 ・ 協議会は、計画の進行管理だけでなく、国に政策提言をする組織にすべきである。 ・ 協議会では、排出事業者など各々が果たすべき役割を果たしているかをチェックするとよい。 ・ 排出事業者や処理業者が生の声を行政に聞いてもらえる場の設定も必要ではないか。 	8	<p>骨子案で掲げた「産業廃棄物処理施策推進協議会（仮称）」については、排出事業者、処理業者、市民、行政が協働して産業廃棄物の3 Rを進めて、循環型社会の構築を促進するという観点から、名称を「京都市産業廃棄物3 R推進協議会」とするとともに、計画の進ちょく管理にとどまらず、国への政策提案も視野に入れて広く議論を行う場として参ります。</p>
28	<p>「 事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 循環型社会推進基本計画との統合を目指すのなら、第3次計画の見直し（5年後）の際に作業を開始すべきである。 ・ 排出事業者指導について、一般廃棄物と産業廃棄物で別々に行わず、1回でしてほしい。 	3	<p>第3次計画については概ね5年で見直しを行う予定であり、その際に循環型社会推進基本計画との統合について検討を行って参ります。</p> <p>事業所から発生する産業廃棄物の3 Rや適正処理を効果的に推進していくには、事業系一般廃棄物の指導と連携した一体的な指導が必要と考えます。</p>